

1枚の写真

雑然とした部屋の一角 ——。

一目でわかるほど片付いている机の上にその写真はありました。

数十年は経過している色褪せた写真には、

祝福されている女性と、その両親。

単身者アパートで最後の時を迎えた男性の、父親としての晴れ姿がありました。

■
男性は晩年、家族との関係が悪くなったことで身寄りがなくなり、
生活保護と後見人の支援を受けていました。

葬儀の手配も後見人が行い、一人で旅立つ葬儀になるはずが、
部屋の片付けで見つけた「1枚の写真」が「家族の絆」をつなぎとめました。

「死後のことも何も手伝えない」と言われていた家族に

「1枚の写真」が大切に手元に置かれていた事を伝えると、

葬儀に駆け付け、涙を流し、時に「1枚の写真」の思い出話に花を咲かせ、
家族として男性を見送られました。

もっと早く1枚の写真を家族に届けられていたら —— という後悔の念。

■
この思いを共有した、医療・福祉・司法専門職、地元企業の仲間により

CLEARは誕生しました。

ALL ライフサポート 利用時の流れ

居住支援事業・身元保証事業・生活支援事業の場合

- step 1** CLEAR が、現状と困りごと、
利用者の思いを聞き取る
- step 2** CLEAR で対応可能な支援を伝え、
利用者の利用意向確認
- step 3** 利用者から利用意向を確認できれば、
事業ごとに契約締結
- step 4** 利用者と支援者（ケアマネ等）等で、
支援内容を協議・決定
- step 5** 基本、利用の1週間前までに申し込み・日程調整
※緊急性に依りて、最短即日可
- step 6** 支援実施
- step 7** 適宜、契約内容や支援内容の適性を確認。
必要時には変更



「ALL ライフサポート事業」お問い合わせ先

〒730-0025 広島県東広島市西条中央 6丁目 6-14-101

TEL 090-1955-2253（代表）
（平日 8:30～17:15）

✉ npo.clear@gmail.com

担当 折川・品川・中原



HP



Instagram

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

ALL ライフサポート事業

低所得者も利用できる料金で

「居住支援・身元保証・生活支援・法人後見・死後事務」の
サポートが一体的に受けられる新方式支援

主に東広島市内で活躍する、医療・福祉・司法専門職と
東広島市の市民・地元企業の連携による
権利擁護支援をご提供する NPO 法人です。



ALLライフサポート事業の説明

事業対象者

- ▶ 身寄りがいない人、親族がいても頼れない人、家族に先立たれると身寄りがなくなる人。
- ▶ お金に余裕がない人。
- ▶ お金があっても、頼れる人がいない人。

革新性

1. 低価格
2. 医療・福祉・司法専門職の適宜・適切な支援
3. 最短『即日対応』
4. 切れ目がない、一体的サポートから生まれる相乗効果

信頼性・専門性・多様性

医師、弁護士、社会福祉士、宅地建物取引士、看護師、理学療法士、作業療法士、主任介護支援専門員、精神保健福祉士、主任相談支援専門員、介護福祉士、保育士、産業カウンセラー等、医療・福祉・司法の主要資格の有資格者が所属。また、葬儀社、東広島市指定一般廃棄物収集運搬許可業者、大工、土建屋、車屋等、地元企業とも連携。

相談内容に応じて、その都度、適した専門職や地元企業の方を公平にご紹介します。

1

居住支援事業

契約金なし

利用料金 3,000円/1時間以内

※敷金・礼金・保険等の賃貸借契約に必要な費用は本人負担。
※居住支援に関する相談は無料（アパート探しなど）

内見同行時、賃貸借契約手続時、入居中の訪問サポート時、残置物処分見積立ち会い時など支援致します。

- ① CLEARが身元保証人になり、生活支援や死後事務を一体的に支援することで入居できるアパートを探し、賃貸借契約から退居までサポート。
- ② 誰でも入居できる居住支援専用住宅を確保し、家具・家電の無料レンタルも実施。即入居可。

2

身元保証事業

(注1)

契約金なし

利用料金 3,000円/1時間以内

※敷金・礼金・保険等の賃貸借契約に必要な費用は本人負担。
※身元保証に関する相談は無料（対応の可否の問合せなど）

入退去時、入退院時、施設入退所時の手続、緊急連絡を受けるなど身元保証人としての対応時など支援致します。

- ① CLEARが身元保証人になり、入退居、入退院、施設入退所時の契約手続きと支援を行う。
- ② 救急医療に関する本人の意思を確認し、尊厳死宣言公正証書やACP等の手段を用いて、本人の意思を根拠を持って表出できるようにしておく。

(注1) 家賃、光熱費、入院費、施設利用料等の債権保証は費用負担から離れたいため、身元保証事業利用時は、生活支援事業の支払代行、もしくは法人後見事業の併用が必須です。

3

生活支援事業

契約金なし

利用料金 3,000円/1時間以内

※支払いや買い物に必要な費用は本人負担
※生活支援に関する相談は無料（対応の可否の問合せなど）

対象者が安心して生活できるよう、柔軟かつ迅速に対応します。

- ① 在宅生活時、アパート入居時、入院時、施設入所時の費用の支払代行と、必要物品の買い物代行等の生活支援を行う。
- ② 利用者からの求めに応じて、貴重品保管や話し相手、受診同行、草刈、引越し、部屋の片付け等の生活支援も幅広く実施していく。

4

法人後見事業

(注2,注3)

契約金なし

利用料金 家庭裁判所が決定した報酬額、または準じた額。

※依頼内容に応じて個別に変更。
※生活保護世帯、低所得世帯等には、市が報酬を助成してくれる制度がある。
※任意後見は公正証書での契約が必要なため、その費用は本人負担。

医療福祉専門職が、後見人を受任。全ての分野でハイレベルな後見実務を提供します。

- ① 親族申立、本人申立、市長申立、全ての申立てを受任。任意後見も受任していく。
- ② 医療・福祉・司法、それぞれの専門性を、後見実務に発揮します。そのため、高齢・知的障害・精神障害・未成年、任意後見、全ての分野でハイレベルな後見実務を提供。また、法人で受任するため、CLEAR職員間においてはいつでも交代可能で、利用される方に合った後見人に巡り合うことができる。

(注2) 法定後見は、年一回、一年分を家庭裁判所に報酬付申立を行い、報酬額の審判があった時。(基本、誕生日)

(注3) 法定後見は、年一回、誕生日に一年分をまとめて請求

5

死後事務受任事業

(注4)

契約金なし

預託金方式 50,000円～(注5)

保険加入方式 2,000円～(注6)

※基本は契約時に一括支払い。
※資力や生活状況、依頼内容に応じて変動
※別途料金表参照

対象者の尊厳を守る支援を大切にします。

- ① 死亡直前の支払い（入院費、福祉サービス利用料、家賃、光熱費等）
- ② 死亡直後の支払い（葬儀・納骨の費用等）
- ③ 死亡直後の対応（遺体引取、死亡届提出、葬儀執行、納骨等）
- ④ 相続手続（相続財産の引継ぎ）
- ⑤ 遺言の作成補助

(注4) 金銭的な理由で契約時の一括支払いが難しい場合は生活支援事業（支払代行等）や法人後見事業を併用することで、費用が捻出できるサポートを行いながら、支払い可能になった時に請求。

(注5) 対象者の状況や、依頼内容により個別に対応しますので、まずはお問い合わせください。(注6) 保険加入には細かい条件や料金体系がありますので、まずはお問い合わせください。

6

権利擁護支援に関する総合相談窓口

利用料金 無料

※高齢、障がい、児童、ひとり親、外国人、単身者など、困っている全ての方が対象です。

支援方法が見つからない、今どんな支援方法が適しているかわからない、今後どのように支援を進めてよいかわからない等、支援者が抱える悩みを気軽に相談できます。相談内容に応じ、CLEAR所属の専門職に助言を得て、専門性が高い回答を行います。解決方法がない課題については、可能な限り、解決方法を創出します。